平成24年度決算に基づく新上五島町健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年６月２２日法律第９４号）第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

新上五島町長　江　上　悦　生

１．健全化判断比率（法第３条関係）

（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
財政健全化比率	―	―	12.7	52.2
早期健全化基準	(13.09)	(18.09)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

※平成24年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）

２．資金不足比率（法第２２条関係）

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
簡易水道特別会計	―	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
ターミナルビル特別会計	―	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地造成事業特別会計	―	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

※平成24年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

新上五島町 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

平成24年度決算の数値を次のとおり算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。（平成25年11月29日確報値）

財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、平成19年6月、財政指標を整備して、その公表の仕組みを設けるとともに財政の早期健全化及び再生のための新たな制度として整備されたものです。

平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられています。

財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければなりません。

同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられます。

1. 健全化判断比率（%）

いずれの指標についても、早期健全化基準未満であり、財政健全化団体になるような比率ではありません。

区　分	新上五島町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	13.09	20.00
連結実質赤字比率	－	18.09	30.00
実質公債費比率	12.7	25.0	35.0
将来負担比率	52.2	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－（ダーシ）」と表示しています。

2. 資金不足比率（%）

公営企業ごとの資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がなく該当ありません。

会計の名称	新上五島町の資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	－	20.0
ターミナルビル特別会計	－	
土地造成事業特別会計	－	

※資金不足が生じていないため、資金不足比率は「－（ダーシ）」と表示しています。

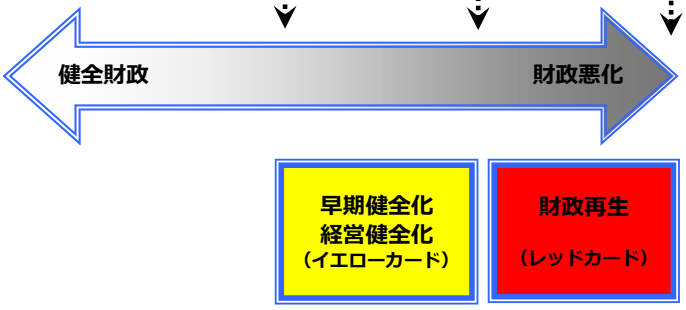

1. 財政健全化判断比率について

（1）実質赤字比率

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。赤字額とは、歳出に対して歳入が不足することです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等に属する会計名	実質収支額（千円）
1　一般会計	219,276
2　診療所（へき地）特別会計	367
3　バス運行事業特別会計	382
4　上五島海洋青少年の家事業特別会計	205
計（A）	220,230
標準財政規模（B）	11,744,168
実質赤字比率（%）　A÷B×100	－

【平成24年度決算】

一般会計等においては、2億2,023万円の黒字であり、赤字が生じていないため実質赤字比率は、－（ダーシ）として表示しています。

（2）連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

会　計　名	実質収支額・資金不足額（千円）
1　一般会計等（上記の計の数値）	220,230
2　公営企業に係る特別会計以外の会計	82,199
（1）国民健康保険特別会計	45,884
（2）国民健康保険診療所特別会計	2,648
（3）介護保険特別会計	19,180
（4）後期高齢者医療特別会計	564
（5）農業共済事業特別会計	13,923
3　公営企業に係る特別会計（法非適用）	10,892
（1）簡易水道特別会計	4,567
（2）ターミナルビル特別会計	494
（3）土地造成事業特別会計	5,831
計（A）	313,321
標準財政規模（B）	11,744,168
連結実質赤字比率（%）　A÷B×100	－

【平成24年度決算】

全会計においては、3億1,332万1千円の黒字であり、赤字が生じていないため連結実質赤字比率は、－（ダーシ）として表示しています。

（3）実質公債費比率

一般会計等の公債費（借入金の返済額）に公債費に準ずる経費（特別会計の公債費の償還のために一般会計から繰出す経費や一部事務組合（長崎県病院企業団）の施設整備に係る公債費負担金）などを加算し、実質的な公債費を算出し、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示すのが「実質公債費比率」です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
A　元利償還金の一般財源額	3,608,678	3,456,894	3,302,561	―
B　準元利償還金等	329,865	320,573	310,563	―
C　交付税算入額	2,623,705	2,552,942	2,490,895	―
D　標準財政規模	12,521,951	12,094,930	11,744,168	―
実質公債費比率（%） （A＋B－C）÷（D－C）×100	13.28355	12.83302	12.12791	12.7

【平成24年度決算】

平成24年度の実質公債費比率は平成22～24年度の3か年の平均で求められます。平成24年度決算の実質公債比率は、12.7%であり、平成23年度より、0.9%改善していますが、これは平成16～23年度に実施した繰上償還等により、比率が下がったものです。

また、単年度比率をみると、平成24年度は比率が0.7%改善しております。これは平成16年度からの繰上償還により地方債の元利償還金が減少してきたことや分母である普通交付税や臨時財政対策債が増加したためであります。今後も分子である地方債の元利償還金が減少していくものと考えていますが、分母である標準財政規模（普通交付税等）の影響もあり、単年度比率が高くなることが予想されます。

（4）将来負担比率

一般会計等の公債費や公債費に準ずる経費、債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当支給見込額、損失補償した第三セクター等の負債の負担見込額などの現時点で想定される将来の負担（額）を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。なお、この将来の負担額の算定にあたっては、充当可能な財源は控除することとしています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{一般会計等の将来負担額} - \text{充当可能額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

項目	金額（千円）
A　一般会計等の将来負担額	30,632,757
（1）地方債の現在高	26,525,213
（2）債務負担行為に基づく支出予定額	0
（3）特別会計の地方債残高のうち一般会計が負担する額	2,122,186
（4）組合により整備した施設等に係る地方債のうちその負担額	165,235
（5）職員の退職手当支給予定見込額	1,255,504
（6）設立法人等の負担見込額	564,619
損失補償した第三セクター等の負債の負担見込額	564,619
B　充当可能財源額	25,796,528
（1）地方債の償還額等に充当可能な基金の額	3,971,423
（2）地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額	324,538
（3）交付税算入見込額	21,500,567
C　標準財政規模	11,744,168
D　平成24年度の交付税算入額	2,490,895
将来負担比率（%）　（A－B）÷（C－D）×100	52.2

【平成24年度決算】

平成24年度末における将来負担額は、306億3,275万7千円ですが、充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額は、48億3,622万9千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は、52.2%です。平成23年度と比較して将来負担額が約24億1,175万5千円減少し、比率にして23.7%減少しました。地方債の現在高の減少が大きな要因です。

2. 資金不足比率について

公営企業の資金不足額（実質赤字）を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業の経営に問題があることになります。

なお、公営企業の資金不足額（実質赤字）を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしていますが、資金不足が生じていないので、今回はこのような計算はしていません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

（単位：千円）

会計名		資金不足・剰余額 A	事業規模 B	資金不足比率（%） A÷B×100
法非適	1　簡易水道特別会計	4,567	494,022	－
	2　ターミナルビル特別会計	494	15,167	－
	3　土地造成事業特別会計	5,831	110,298	－

※法非適は地方公営企業法の適用について記載しています。

【平成24年度決算】

平成24年度はいずれの会計においても、資金不足が生じていないため資金不足比率は、－（ダーシ）として表示しています。

3. 参考資料

（1）新上五島町の会計と健全化判断比率等の対象範囲

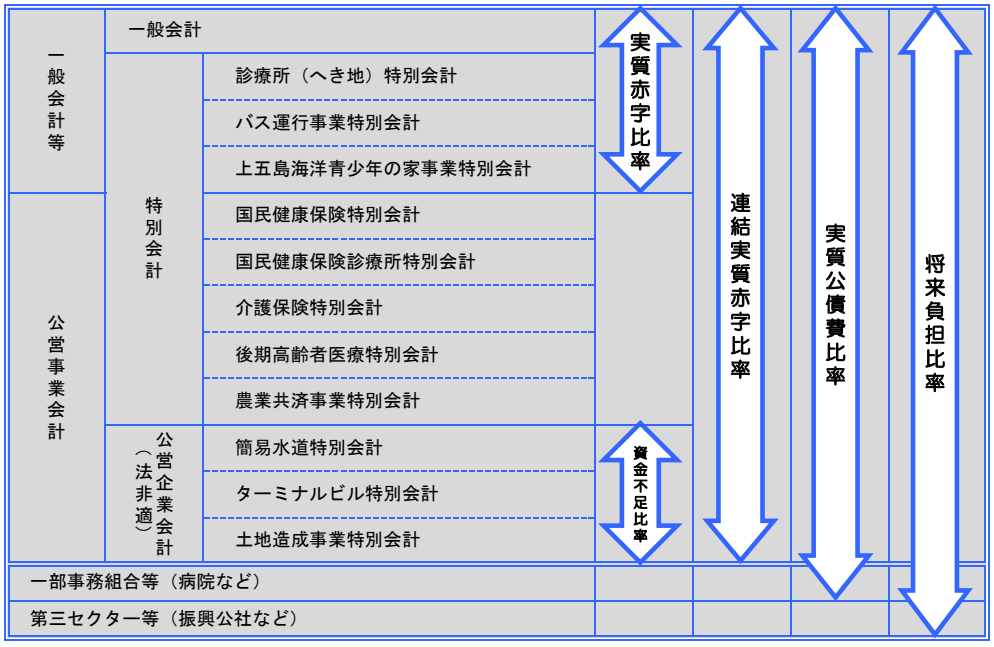

（2）標準財政規模

標準財政規模は、普通交付税の算定の仕組みを通して表されるその団体の標準的な行政を行うのに要する一般財源の規模をいいます。健全化判断比率の算定では、「標準税収入額等」「普通交付税」「臨時財政対策債」の合計で算出されています。